

# SMBC China Monthly

第244号 ■ 2026年4月・5月

編集・発行：三井住友銀行 グローバル・アドバイザー部

## 【目次】

<b>経済トピックス①</b>	<b>日中関係の悪化と供給網再編への示唆</b>	
日本総合研究所 調査部 上席主任研究員 野木森 稔	-----	2～3
<b>経済トピックス②</b>	<b>中国 景気の停滞感続く</b>	
日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也	-----	4
<b>税関関連情報</b>	<b>中国現地法人からのロイヤリティー送金におけるリスクと対応</b>	
TJCCコンサルティンググループ 副総経理 劉 航	-----	5～6
<b>法務レポート</b>	<b>両用品目に関する中国から日本への輸出規制の強化</b>	
弁護士法人キャストグローバル 弁護士 金藤 力	-----	7～11
<b>人事・労務関連情報</b>	<b>『労災保険条例』の実施に関する若干問題への意見（三）』の解説</b>	
PERSOLKELLY China Co., Ltd. 英創人材服務(上海)有限公司 Senior Consultant 野口 実里	-----	12～14
<b>マクロ経済レポート</b>	<b>中国経済展望</b>	
日本総合研究所 調査部 副主任研究員 室元 翔太	-----	15～19
<b>為替情報 通貨見通し</b>	<b>■中国人民元 ■香港ドル ■新台幣ドル</b>	
三井住友銀行 市場営業統括部 シニア・エコノミスト 大野 悠治	-----	20

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 日中関係の悪化と供給網再編への示唆

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

上席主任研究員 野木森 稔

E-mail:nogimori.minrou@jri.co.jp

日中関係は悪化傾向にあり、その度合いや経済への影響について検討する。製造業供給網への影響が懸念されるが、極端な影響が直ちに生じるとは言えず、短期的には在庫積み上げ等が有効な対策となろう。

## ■日中関係の動きを数字で捉える

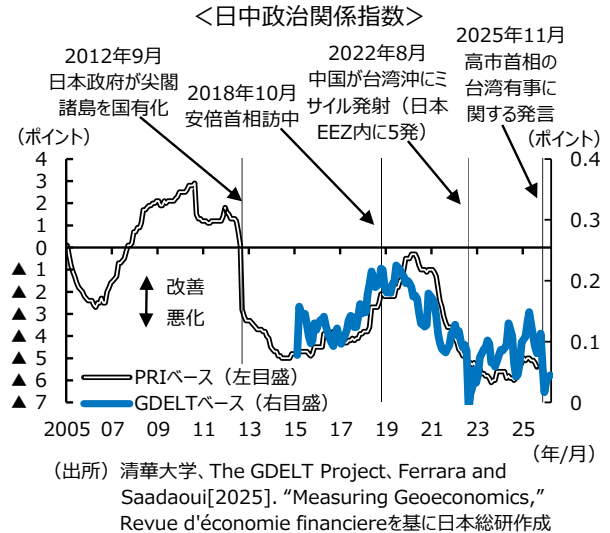
日中関係が悪化傾向にあることを伝える報道が増えている。とくに、2025年11月の台湾有事をめぐる高市首相の発言を中国政府が問題視していることが取り上げられるが、マスコミ報道だけではどの程度悪いのか等、深刻さの度合いはつかみきれない。そこで、状況をより客観的に捉えるため、注目される国際的なニュースやイベントを数値化し、日中関係を可視化した指標について見る。

各国の関係の改善・悪化を捉えた指標はいくつかあるが、日中関係に注目する場合、清華大学国際関係研究院の中国・主要国の政治関係指数(PRI: Political Relationship Index)が最も有用な指標と考えられる。この指標は、人民日報、中国外務省のウェブサイト、その他の公式情報源で報じられた外交上の出来事を「肯定的」と「否定的」に分類し、それらを基に構築された中国と他国の関係性の変動を示す月次指標である。複数ある系列のなかの日中関係をみると、最新データのある2025年8月にかけて徐々に悪化している(右上図)。

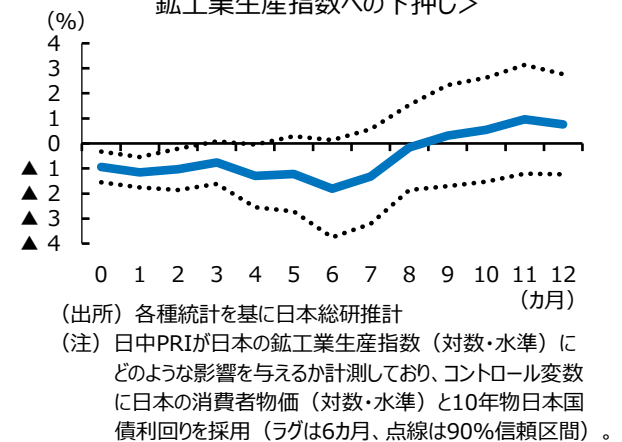
一方、期間は短いものの日次でも公表され、直近の状況が把握可能であるGDELT(Global Database of Events, Language and Tone)も有用である。こちらも多数のメディア情報を基に作られたものであり、PRIと組み合わせてみることによって分析の精度が高められる。GDELTの中国の日本に対する緊張度(図表のデータはイベント分類とその強度を示す指数で加工)は悪化し、PRIがここ20年ではかなり悪い水準にあることが示唆される。ただし、最近5年程度では、一進一退のおおむね横ばい圏といえ、2012年の尖閣諸島問題を発端とした関係急変のような事態ではないと判断される。

## ■経験則では悪影響は緩やかに拡大

こうした関係悪化は、日本経済にどのような影響をもたらすのだろうか。足元では、中国人旅行者が大きく減少する等サービス産業への影響は出ているが、製造業については明示的な悪影響は観測されていない。とはいえ、製造業は部材の調達等で中国に依存度が高いとされ、関係悪化によって先行き懸念が高まっている。2025年11月以降、PRIは1ポイント前後の低下が予想されるが、近年因果推論として広く利用されるローカル・プロジェクション法により推計したところ、PRIの1ポイントの悪化は、その直後から鉱工業生産指数を徐々に下押し、7ヵ月目あたりで最大▲1.8%の下押し効果をもたらすことが分かった(右下図)。こうした傾向から、製造業では、日中間で緊張が高まってもすぐに生産活動への悪影響は表れず、徐々に悪化するとと言える。



## ＜日中政治関係指数(PRI)1ポイント悪化の鉱工業生産指数への下押し＞

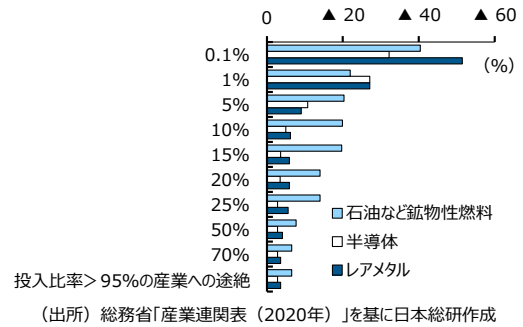


当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

■レアメタルは生産投入比率が低い産業が多いのが特徴

報道等では、製造業の資材調達における中国依存度の高さが指摘され、とくにレアアース等の重要物資の対日輸出管理強化が大きな懸念事項として伝えられている。実際、関係悪化によりレアアースを含むレアメタルの供給が遮断されることになれば深刻な悪影響を被ると考えられ、上述推計結果が示す▲2%程度の生産下押しにはとどまらない可能性が高い。推計結果との乖離は、本格的な供給の途絶(ほとんどの企業の当該財の調達がゼロになるケース)がこれまで発生していない、ということが影響している。石油や天然ガス等の鉱物資源とは違い、レアアースや半導体は各製造品において使われる絶対量が多くない。産業連関表の最も細かい項目でみると、レアメタル(銅、亜鉛、アルミニウムを除く非鉄金属)は各産業の生産における投入量の比率(生産投入比率)が低い産業が多く、緊急的な対応(在庫取り崩しや迂回・代替調達等)で生産継続が可能な産業が多いことが指摘できる。推計したところ、レアメタル供給の途絶は、生産投入比率の高い産業だけについて見れば影響は限定的であるが、少量でも使う産業にまで供給途絶が及ぶことになれば、日本国内製造業の生産が▲51%減少するという深刻な打撃がもたらされるとの試算結果になった(右図)。なお、この傾向は半導体にも見られ、比較的大きな量が必要となる原油等鉱物性燃料とは異なる性質である(ただし、半導体や鉱物性燃料は、レアメタルと異なり、中国への供給依存度は高くない)。

<主要資源・材料供給途絶の日本国内製造業生産への影響>



■変動するリスクの観察と備えが重要

日中関係は悪化しているものの、現時点では製造業を中心とする経済への悪影響は限定的なものにとどまっていると言える。レアアース等レアメタルといった供給の中国依存度が高い分野では、日中関係悪化によって供給途絶のリスクが注目されるものの、在庫積み上げ、さらには多国間連携により当該財の迂回輸入や代替品の調達等によって一定程度確保できれば、生産活動全体への劇的な悪影響は回避可能と考えられる。一方で、南鳥島のレアアース開発等、中国依存脱却＝サプライチェーン・供給網の大規模再編の重要性を強調する報道が目立つが、そもそもそうした開発には多大な時間が必要であり、短期的な対策にはならない。大規模な再編はコスト面等維持可能性を見極めつつ、長期戦略として計画性を持って進めるべきであろう。もちろん、日中関係のさらなる悪化によって、経済に深刻な打撃が及ぶリスクはゼロではない。そうしたリスクの変動を可視化した指数等で注意深く観察していくことが重要であり、同時にリスクの顕在化に備えた中長期の観点に基づく供給網再編には政府のリーダーシップが重要となろう。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

TOPICS	経済トピックス	日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也 E-mail: sanojunya@jri.co.jp
中国 景気の停滞感続く		
SMBC China Monthly		

■ 内需の停滞が持続

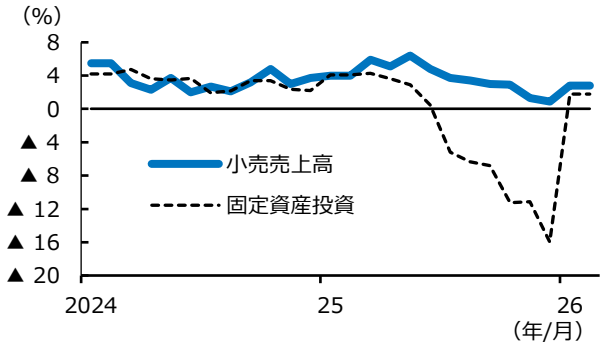
中国景気は、内需を中心に停滞が続いている。

消費については、2026年1~2月の小売売上高が前年同期比+2.8%と、若干持ち直したものの、前年の同時期(同+4.0%)と比べれば低い伸び率にとどまっている(右上図)。政府が春節連休の日数を1日増やした(8日→9日)ことにより、観光や外食といったサービス消費が改善した一方、政府の補助金政策の効果逡減に伴い耐久消費財を中心に財消費の減速傾向が続いており、これが個人消費全体に停滞感をもたらしている。

投資も、これまでの大幅減からプラスに転換したものの、本年1~2月の伸びは同+1.8%と力強さに欠ける。複数の大型インフラプロジェクトの開始に伴う政府によるインフラ投資の増加(同+11.4%)がプラス転換をもたらした。もっとも、不動産開発投資の大幅減少(同▲11.1%)が引き続き全体の足を引っ張っている。また、インフラプロジェクトの恩恵を受けにくい民間企業の投資も同▲2.6%と、マイナス圏を脱していない。

一方、外需は増勢を維持した。1~2月の輸出は、①EVをはじめとする自動車輸出の好調、②世界的なAIブームを背景とした半導体やコンピューター部品の輸出の増加、等を背景に前年同期比+21.8%と大きく伸びた。

<消費・投資関連指標 (前年同月比)>



(出所) CEICを基に日本総研作成  
 (注) 各年1~2月は同期比。投資は年初来累計を基に計算。

■ 全人代で大型景気刺激策の追加は行われず

3月5~12日に全国人民代表大会(国会)が開催され、2026年の経済目標や政策が示された。

まず、経済成長率目標は、少子高齢化等による成長力の低下を考慮して+4.5~5.0%に引き下げられた(右下表)。

財政政策では、超長期特別国債で調達した資金を、消費財買い替えや設備更新、重点戦略・重点分野プロジェクト向けに使う取組が継続された。金融政策では、政策金利や預金準備率のさらなる引き下げを示唆するとともに、企業向けの金融支援を拡大する方針を打ち出した。

もっとも、財政赤字の対GDP比率や財政支援策の規模は総じて前年並みにとどまる等、注目された景気刺激策で目ぼしい追加は行われなかった。このため、内需の本格回復にはなお時間を要すると予想される。先行き輸出の増勢鈍化も見込まれることから、本年の経済成長率目標の達成は容易ではない。

<全人代で示された主な経済対策>

	2025年	2026年
経済成長率目標	5%前後	4.5~5.0%
財政赤字 (GDP比)	4%前後	4%前後
超長期特別国債発行額	1兆3,000億元	1兆3,000億元
消費財買い替え支援	3,000億元	2,500億元
設備更新支援	2,000億元	2,000億元
重要戦略・重点分野プロジェクト	8,000億元	8,000億元
政策金融支援	5,000億元	8,000億元
内需促進特別資金 (利子補給など)	---	1,000億元

(資料) 政府活動報告、各種報道を基に日本総研作成  
 (注) 政策金融支援は2025年9月に導入。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

TOPICS	税関関連情報	TJCCコンサルティンググループ
中国現地法人からのロイヤリティー送金におけるリスクと対応		副総経理 劉 航 Email: shinki@tjcc.cn
SMBC China Monthly		

国際的な技術協力が深まってきたなか、日系企業中国現地法人が日本本社へ支払うロイヤリティー等の費用の規模は拡大を続けています。しかし、こうした対外支払は、税務機関と税関から二重の監督を受けることが多いため、わずかな不備であっても追徴課税や罰金等のリスクを招く可能性があります。そこで、ここではこうした対外支払における税務面のリスクだけではなく、税関面のリスク、そして企業の対応策についてまとめます。

## 1. 税務リスク

### (1) 源泉所得税の源泉徴収におけるリスク

中国国内企業が海外へ特許使用料等の費用を支払う場合、源泉徴収義務者として支払金額をベースに、その10%(または租税条約に基づく軽減税率)を、実際の支払日または契約で約定している支払期日の早い方を基準に、その全額を企業所得税として源泉徴収納付する必要がある。源泉徴収でよく見られるリスクに以下のものが挙げられる。

#### 【支払タイミングのミス】

実施の支払日だけを基準としていて、より早い支払期日を見逃したために、滞納金を招いてしまう。

#### 【ベース金額のミス】

関連者間取引において、費用分割や契約金額の引き下げにより、税額のベースを小さくしている。

#### 【計算のミス】

為替換算において、支払日または支払期日における人民元中間レートを厳格に用いていない。

### (2) 関連者間取引における移転価格リスク

関連会社間のロイヤリティー等の費用の対外送金は、独立企業間原則に適合していなければならず、これに反していると反租税回避調査をされやすくなる。企業が関連者間取引調査の対象となりやすい状況として『費用が独立した第三者価格と比べて著しく高い』、『技術サービスの<受益性>に疑いがある(中国国内企業が実際は技術を使用していない、技術が中国国内企業に直接/間接的な経済利益をもたらしていないために中国国内企業が合理的利益を維持できていない等)』、『無形資産の法的所有権を有しているだけで価値創造に実質貢献をしていない関連会社に対して支払っている』といったものが挙げられる。近年、税務当局は利益監視を強化しており、関連者間取引を行う企業が調査対象となる確率が上昇している。

### (3) 租税条約適用に関する誤認

租税条約(たとえば中国-香港間の租税協定)を利用して源泉税率を引き下げようとする企業もあるが、もし海外の受取人が「導管会社(実質的な事業活動を有していない会社)」であったり、「実質的支配者」であることを証明できなかつたりすると税務機関から協定待遇税率の申請を認めてもらえない。税務機関が審査をする際は、通常『非居民納税人協定待遇享受情報報告表』、居民証明書、事業規模、人員配置等の証明資料の提出が求められ、実質状況から判断がされる。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 2. 税関リスク

### (1) ロイヤリティー等の費用の輸入貨物課税価格への算入

税関輸出入貨物課税価格確定弁法に照らして、ロイヤリティー等の費用が『輸入貨物に関連している』『貨物を中国国内で販売する条件を構成している』という状況に同時に該当している場合、課税価格に算入して関税および輸入増値税を納付しなければならない。これら費用を申告していない企業は、税関から再審査され、追徴課税および納税不足額の30%以上2倍以下の罰金を科される可能性がある。

### (2) 二重課税リスク

同一のロイヤリティー等の費用に対して、税務局(源泉所得税、増値税)および税関(関税、輸入増値税)の双方から課税される可能性がある。技術が輸入貨物と無関係である場合、二重課税を回避するため、技術サービス契約に技術の適用場面を明確に記載し、技術が実際には輸入貨物と無関係な分野で使用されていることを示す客観的証拠を保存しておく。

## 3. 企業の対応

### ・ 税務コンプライアンスの強化

源泉所得税管理台帳を整備し、限度額を超える関連者間取引については移転価格の同期資料を準備して価格設定の合理性を証明できるようにする。条約待遇を申請する際には、海外側が「受益所有者」であることを証明する資料を保存する。

### ・ 規範的な税関申告

輸入貨物に関連するロイヤリティー等の費用を自主的に申告し、配分根拠(例: 技術貢献比率)を残しておく。政府部門への技術輸入契約届出を行うことで商務部門・税関・税務部門における情報を一致させる。

### ・ 企業内の財税部門・通関部門間の連携強化

社内の財税部門と通関部門の間で支払情報を共有し、金額が大きいものについては事前に意思疎通を図っておく。また定期的にコンプライアンス状況診断を行ってリスクを洗い出す。

ロイヤリティー等の費用の対外送金リスクは、契約・支払・管理の全プロセスにわたって存在する。企業が現在の国際技術協力が増加した情勢下に対応していくには、1つの税種からの視点だけではなく、財税部門・通関部門が連携されたコンプライアンス体系の構築が望まれる。

#### TJCC コンサルティンググループ

1997年の設立以来、日本・中国各地で600社以上の外資系企業サポート実績。

100人のプロフェッショナルが中国の会計税務・通関管理・人事労務等、経営全面に渡って単なる解決案の提供だけでなく、実行から成果まで保証。

2021年には書籍『中国通関 Q&A100』を出版。

#### 劉 航(リュウ コウ)

1994年広州中山大学日本語科卒。(株)東芝広州事務所、(旧)日商岩井広州支店勤務の後、2002年 TJCC 入社。中国・日本各地で TJCC 主催セミナーのほか、商工会、JETRO 等主催のセミナー講師も務める。

得意分野: 通関管理、企業投資・統廃合・移転・来料法人化関連

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 両用品目に関する中国から日本への輸出規制の強化

## 1. はじめに

2026年2月24日、春節休暇が明けた当日の朝に、中国商務部から、2つのリストが公表された。

- (1) 商務部公告 2026年第11号(日本のエンティティ20社を輸出管制管理統制名簿に組み入れることを公布<以下「第11号公告」という>)
- (2) 商務部公告 2026年第12号(日本のエンティティ20社を要注意名簿に組み入れることを公布<以下「第12号公告」という>)

これまで、《対外貿易法》、《国家安全法》等に基づく「信頼できないエンティティリスト」に台湾への武器輸出を理由として米国等の企業・団体が掲載された事例や、《反外国制裁法》に基づく「制裁リスト」に台湾と関係する日本の個人を加えた事例等はあった。しかし、今回の2つの公告については、直接的に個別の日本企業を対象としたものであり、それぞれ20社ずつ、合計40社の具体的な企業・団体名が列挙され、幅広い業界の企業が対象とされているものとなっている点が特徴的であるように感じられる。

また、これに先立って2026年1月6日には、以下の公告も発布されていた。

- (3) 商務部公告 2026年第1号(両用品目の日本に対する輸出規制を強化することに関する公告<以下「第1号公告」という>)

このように、2026年に入ってから、日本に対する輸出規制を強化する公告が続けて出されているため、これら公告の概要について紹介する。

なお、本稿は2026年3月31日現在の情報に基づき作成している。本稿において紹介する規制内容については今後も随時変化が生じることが見込まれるため、最新の情報を合わせてご確認いただきたい。

## 2. 3つの公告の概要

時期の先後とは逆になるが、まずは直近で公表されている第11号公告と第12号公告について述べ、その後、第1号公告について述べる。

## (1) 第11号公告

まず、第11号公告は、日本の企業・団体20社を、日本の軍事力向上に参与したものとして、《輸出管制法》および《両用品目輸出管制条例》等に基づく「輸出管制管理統制名簿」(出口管制管控名单)に組み入れるものである。これに伴って、掲載された20社については、以下の制限が加えられる。

- (a) 輸出経営者においては、上述エンティティ20社に対し両用品目を輸出することが禁止される。
- (b) 中国国外(香港・マカオを含む)の組織および個人においては、中国を原産とする両用品目を上述エンティティ20社に移転し、または提供することが禁止される。
- (c) 上述(a)および(b)につき、現在展開している関連活動は、直ちに停止しなければならない。
- (d) 特段の状況において確かに輸出を必要とする場合には、輸出経営者は、商務部に対し申請を提出しなければならない。

これらの内容から見ると、(a)「両用品目」(後述)のみが対象であり、(d)原則禁止ではあるが例外的に輸出申請をすることもできる。また、(b)については、「中国を原産とする」「両用品目」という2つの条件を満たす場合に禁止の対象となるものと理解できる。

なお、掲載された20社のリストを見ると、同一の企業グループに属している企業が個別に掲載されている。このことから、企業グループではなく、これに属する個別の会社を対象にしているものと理解できる。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

**(2)第 12 号公告**

次に、第 12 号公告は、日本の企業・団体 20 社を、同じく《輸出管制法》および《両用品目輸出管制条例》等に基づく「要注意名簿」(关注名单)に組み入れるものである。この 20 社については、「最終使用者または最終用途につき事実確認をすることができない日本のエンティティ」であると説明されている。これに伴って、掲載された 20 社については、以下の制限が加えられる。

- (a) 輸出経営者は、上述エンティティに対し両用品目を輸出するにあたり、汎用許可(包括許可)を申請し、または登記・情報記入報告の方式により輸出証憑を取得することができない。
- (b) 単項許可(個別許可)を申請する際には、要注意名簿に組み入れられたエンティティのリスク評価報告を提出し、かつ、両用品目を日本の軍事力向上に資するいかなる用途にも用いない旨の書面による承諾を提供しなければならない。
- (c) 許可審査期間は、《両用品目輸出管制条例》第 17 条第 1 項に定める期間の制限を受けない。
- (d) 商務部は、要注意名簿内のエンティティの両用品目の輸出について、より厳格な最終使用者および最終用途審査を実施し、日本の軍事使用者および軍事用途にかかわり、並びに日本の軍事力向上に資する他のあらゆる最終使用者・用途の輸出については、認可をしない。
- (e) 要注意名簿に組み入れられたエンティティは、《両用品目輸出管制条例》第 26 条の規定に基づき、審査協力義務を履行する場合には、要注意名簿から除外することを申請することができる。商務部は、事実確認した後に、当該エンティティを要注意名簿から除外することができる。

これらの文言から見ると、まず、第 11 号公告と同じく、対象は「両用品目」である。一方で、第 11 号公告とは異なり、中国国外の企業・個人を対象にした禁止規定はなく、あくまで中国国内の輸出経営者が両用品目についての輸出許可を申請する際の審査に関する内容となっている。

上述内容から読み取れることは、主に、以下の 3 点である。

- (a) まず、輸出申請については、輸出を行う都度、毎回個別に輸出申請を行う必要がある。
- (b) そして、その際には、①リスク評価報告と、②両用品目を日本の軍事力向上に資するいかなる用途にも用いない旨の書面による承諾、この 2 つの文書の提出が必要となる。
- (c) さらに、その審査の所要期間についても、《両用品目輸出管制条例》所定の期間(45 営業日)よりも長期間を要することが見込まれる。

一方、第 11 号公告では企業グループではなく個別の会社を対象にしていることが掲載のしかたから見て明確であったが、この第 12 号公告では、その点はさほど明確ではないようにも見える。

第 12 号公告により「要注意名簿」に掲載された 20 社については、十分に注意しなければならない点がある。それは、これら 20 社については、少なくとも公告の文言上から見ると、単に「最終使用者または最終用途につき事実確認をすることができない」だけだ、という点である。この点は、「日本の軍事力向上に参与」していると断定的に記載されている第 11 号公告の 20 社とは異なる。

つまり、この「要注意名簿」に組み入れられるか否かについては、実際に軍事産業にかかわっているかどうかではなく、「事実確認ができるかどうか」が問題となっている。このことは、実務対応を考えるうえでは重要であるように思われる。

### (3)第1号公告

最後に、第1号公告については、特定の企業・団体を対象としたものではなく、同じ「両用品目」の輸出について、以下のような原則的な規制強化につき規定したものであった。

- (a)すべての両用品目につき、日本の軍事使用者および軍事用途、並びに日本の軍事力向上に資する他のあらゆる最終使用者・用途に対し輸出することは禁止する。
- (b)いずれの国および地域の組織および個人についても、上述の規定に違反し、中国を原産とする関連する両用品目を日本の組織および個人に移転または提供した場合、法律責任を追及する。

この内容については、(a)「日本の軍事力向上に資する他のあらゆる最終使用者・用途」を禁止の対象としているので、具体的にどの取引が対象となるのかが判別しづらい。また、(b)中国国外の企業や個人についても対象としているため、具体的にどのように運用されるのかについても不明点が多い。

一方で、第11号公告や第12号公告のように、適用対象が明確にされていない分、個別の場面での判断による実務運用の面での解決に委ねられている部分も大きいと言える。

### 3.「両用品目」とは何か

上述の通り、これら公告はいずれも「両用品目」の輸出を対象とした規制にかかわるものである。そのため、「両用品目」について理解することが、これら規制の適用範囲を検討するのに役立つ。

この点、《両用品目輸出管制条例》では、「両用品目」に属するか否かについて、次のように規定している。

#### 《両用品目輸出管制条例》

第2条2. この条例において「両用品目」とは、民事用途を有し、かつ、軍事用途も有し、または軍事的潜在力向上の助けともなるものであって、特に大量破壊兵器およびその運搬手段の設計、開発、生産または使用に用いることができる貨物、技術およびサービスをいい、これには、関連する技術資料等のデータを含む。

第11条1. 國務院の商務主管部門は、輸出管制法およびこの条例の規定により、両用品目輸出管制政策に基づき、所定の手続にしたがい国の関係部門と共同して両用品目輸出管制リストを制定し、および調整し、かつ、遅滞なく公布する。

すなわち、「両用品目」については、①貨物のみならず技術・サービスや関連する技術資料等のデータが含まれ、②具体的に「両用品目輸出管制リスト」により定められて公表されることになっている。

現行の「両用品目輸出管制リスト」(以下、単に「管制リスト」という)は2024年11月15日に商務部、工業情報化部、税関総署、国家暗号局が発布したものがあり、2024年12月1日から施行されている。このリストは、第1類(専用品材および関係施設、化学製品、微生物および毒素)から第9類(航空・宇宙と推進)という、通常兵器および関連汎用品・技術に関するワッセナー・アレンジメントに基づいたカテゴリー分類に準じて定められているようであり、個別の設備や部品、その原材料等について具体的な技術指標を示す形で対象物品・技術が列挙されている。

もうひとつ、「両用品目および技術輸出入許可証管理目録」(以下、単に「許可証管理目録」という)というリストもある。これは商務部と税関総署が発布しているもので、最新版は2025年12月31日に発布された2026年版である。この目録では、「管制リスト」に記載された管制コードと品目名称、技術指標が表形式で列挙されており、これに対応する参考商品名称と税関商品コード(HSコード)が列挙されている。

上述のうち、「管制リスト」は2024年11月時点のものであり、その後、各種公告等によって追加された品目が掲載されていない。したがって、「許可証管理目録」の方が情報は新しい部分がある。望ましくは、商務部の開設しているWebサイトでの検索等を併用して確認する方がよいと思われる。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

「両用品目」に該当するか否かは、かなり細かく品目や技術的指標により分けられているので、自社のかわる品目がこれに該当するかどうか、具体的によく見て判断することが求められる。

たとえば、新聞等でよく言われている「レアアース」は、そのすべてがリストに掲載されているわけではない。中国の《希土管理条例》では、ランタン(La: 釷)、セリウム(Ce: 铈)、プラセオジウム(Pr: 镨)、ネオジウム(Nd: 钕)、プロメチウム(Pm: 铷)、サマリウム(Sm: 钐)、ユーロピウム(Eu: 铕)、ガドリニウム(Gd: 钆)、テルビウム(Tb: 铽)、ジスプロシウム(Dy: 镝)、ホルミウム(Ho: 铥)、エルビウム(Er: 铒)、ツリウム(Tm: 铥)、イットルビウム(Yb: 铽)、ルテチウム(Lu: 镥)、スカンジウム(Sc: 钪)、イットリウム(Y: 钇)といった元素が挙げられているところ、これらについては、以下の通り、リストに掲載されているものとされていないものがある。

記載あり	記載なし
サマリウム(Sm: 钐)1C902、ガドリニウム(Gd: 钆)1C903、テルビウム(Tb: 铽)1C904、ジスプロシウム(Dy: 镝)1C905、ルテチウム(Lu: 镥)1C906、スカンジウム(Sc: 钪)1C907、イットリウム(Y: 钇)1C908(注1)、セリウム(Ce: 铈)1C111、ネオジウム(Nd: 钕)(注2)	ランタン(La: 釷)、プラセオジウム(Pr: 镨)、プロメチウム(Pm: 铷)、ユーロピウム(Eu: 铕)、ホルミウム(Ho: 铥)、エルビウム(Er: 铒)、ツリウム(Tm: 铥)、イットルビウム(Yb: 铽)(注3)

#### 4. 「中国を原産とする」との要件に関する補足

第1号公告や第11号公告においては、「中国を原産とする」両用品目を対象としている。

この点につき、《両用品目輸出管制条例》では、以下の通り、その適用範囲に関する規定を置いている。

<p>《両用品目輸出管制条例》</p> <p>第49条 境外の組織および個人が中華人民共和国の境外において特定の目的国および地域または特定の組織および個人に対し次に掲げる貨物、技術およびサービスを移転し、または提供するにあたっては、国务院の商務主管部門は、関連経営者に対し、この条例の関係規定を参照して執行するよう要求することができる。</p> <p>(一) 中華人民共和国において原産する特定の両用品目を含有し、集成し、または混在させて境外において製造する両用品目</p> <p>(二) 中華人民共和国において原産する特定の技術等の両用品目を使用して境外において製造する両用品目</p> <p>(三) 中華人民共和国において原産する特定の両用品目</p>
--

すなわち、日本企業が輸入する物品が必ずしも「中国を原産とする」両用品目に該当せずとも、その製造の過程において中国を原産とする両用品目が含まれている場合には、なお規制の対象になる可能性があるため、留意されたい。

#### 5. おわりに

上述の各公告の内容から見ると、物品・技術を購入・使用する日本企業の側から見る場合、両用品目に属する貨物や技術、サービスについて、「日本の軍事力向上に資するいかなる用途にも」用いられないことがないことについて、どのようにして客観的・具体的に説明できるかが課題になるようにも見える。

ただ、これについて具体的に説明をしようとすると、自社単独では把握していない部分も多いであろうし、

(注1) 以上7種については、2025年4月4日商務部 税関総署公告 2025年第18号により、《輸出管制法》、《両用品目輸出管制条例》による輸出許可申請が必要な品目に追加されたもの。

(注2) 単体ではなく、磁石の材料などとして記載されている。

(注3) 但し、ルテチウムとの合金に含まれる場合は1C906.a.2で掲載されている。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

どのように根拠資料を提供できるのかという問題もある。

したがって、実務における対応のしかたとしては、まずは「両用品目」に該当するか否かについて正確に把握・判断を行い、実際に取引上影響する物品を具体的に確認して、その後、対応のしかたを検討されることをお勧めしたい。

以上

キャストグローバルグループは、中国やASEAN、日本でビジネスを展開するクライアントのさまざまなニーズに対し、法務、会計・税務、人事・労務、マーケティングのスペシャリストである弁護士・会計士・司法書士・行政書士・社会保険労務士等異なる10におよぶ資格を有する専門家が集い、各分野の強みを有機的に結合して国内21拠点、国外8拠点、ワンストップで最適なソリューションを提供する、ユニークなグローバルコンサルティングファームです。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

**三井住友銀行**

TOPICS	人事・労務関連情報	PERSOLKELLY China Co., Ltd
	『労災保険条例』の実施に関する若干問題への意見(三)の解説	英創人材服務(上海)有限公司 Senior Consultant 野口 実里
	SMBC China Monthly	E-mail: info_cn@persolapac.com

2025年11月に人力資源社会保障部より『労災保険条例』の実施に関する若干問題への意見(三) (以下、意見(三)という)が発表された(注1)。基本的に中国における労災認定は「労災保険条例」(以下、条例という)を根拠として行われるが、その関連政策がこの意見(三)であり、2013年、2016年に続く第三段となる(注2、注3)。

今回9年ぶりに新たに意見が発表された主な背景には、労災案件数の増加と働き方の多様化があると推察される。人力資源社会保障部の発表によると2024年の年間労災保険給付者数は220万人となっており、10年前と比較するとその数は約13%増加している(注4)。また、在宅勤務制やフレックスタイム制、単身赴任等様々な働き方が普及しつつある中で、条例や過去2回発表された意見のみでは労災認定根拠を判断しきれない複雑な事案も発生するようになってきた。労災認定時の現場の混乱を最小限に抑えスムーズに認定業務を推進すること、そして現代における労働者の権利保護を実現することを目的に、より明確な判断基準および根拠を規定した意見(三)が発表されたものと考えられる。

意見(三)は、労災認定要素等に関して具体的な判断状況を細分化して規定している。本稿ではその重点的な規定概要を整理するとともに、それを踏まえて企業の管理者が実務上留意すべき点について解説したいと思う。

#### ◆意見(三)の主な内容

意見(三)は全12条から構成されるが、特に注視したい内容は以下3点となる。

##### 1. 労災認定の「三要素」の明確化(第1～3条)

労災認定は、その負傷と「業務時間」「業務場所」「業務原因」の関連性を考慮して行われる。それらの具体的な判断状況に関して、意見(三)でくわしく定義がされた。

「業務時間」については法律上の規定や使用者と締結した労働契約上の労働時間に加えて、使用者による臨時指示や特定任務を完了するまでの時間、残業時間も含まれることが明確になった。つまり、書面上定められている業務時間だけではなく、使用者の指示のもと業務に従事している実質的な時間全体を指すということが明文化されたのである。

「業務場所」は、日常勤務する事業所に限定せず、職務遂行のために必要とされる合理的な区域を指すとされた。そこには特定任務の完了のために必要となる事業所以外の区域や、複数の業務場所を往復する合理的な区域も含まれる。したがって、業務都合により顧客先へ向かう場合、その道中や訪問先も業務場所として含まれると解釈できる。

「業務原因」に関しては、職務遂行と傷害の因果関係を重視するとしている。通常業務中の負傷や使用者による指示下の業務遂行中の負傷に加えて、会社の正当な利益を守るために受けた負傷や、勤務中に合理的な場所で基本的な生理的欲求を満たす際の負傷も含まれることを規定している。これにより、トイレでの怪我等も労災対象となることが明確になった。

(注1) 人力資源社会保障部「人力資源社会保障部による『労災保険条例』の実施に関する若干問題への意見(三)」(2025年11月13日)

[https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/shehuibaozhang/zcwj/gongshang/202511/t20251120\\_562398.html](https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/shehuibaozhang/zcwj/gongshang/202511/t20251120_562398.html)

(注2) 人力資源社会保障部「人力資源社会保障部による『労災保険条例』の実施に関する若干問題への意見」(2013年4月25日)

[https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/shehuibaozhang/zcwj/gongshang/201305/t20130502\\_99895.html](https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/shehuibaozhang/zcwj/gongshang/201305/t20130502_99895.html)

(注3) 人力資源社会保障部「人力資源社会保障部による『労災保険条例』の実施に関する若干問題への意見(二)」(2016年3月28日)

[https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/shehuibaozhang/zcwj/gongshang/201603/t20160331\\_236984.html](https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/shehuibaozhang/zcwj/gongshang/201603/t20160331_236984.html)

(注4) 人力資源社会保障部「人力資源社会保障事業発展統計公報」(2014年、2024年)

<https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/zwgk/szrs/tjgb/>

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 2. 在宅勤務時や通勤途中の負傷の労災認定基準(第6、7、9条)

意見(三)の特徴的な規定のひとつは在宅勤務時の労災認定に関するものであろう。在宅勤務時の事故に関して、使用者手配の在宅勤務中に業務原因により負傷したことを証明する十分な証拠がある場合は、労災認定されることが初めて明文化された。併せて、除外要件として、WeChat や電話、メール等で一時的に業務連絡をしたのみの場合は業務遂行中とはみなされず、労災認定対象としないということも規定されている。また、在宅勤務中の突然の疾病についても、発症時に使用者の指示のもと業務対応をしていた証拠があり、通常勤務時と同等の業務内容・状況かつ、休憩時間中の対応であったことを証明できる場合、「業務時間中かつ業務場所での発症」とみなすことができるとした。たとえば、残業の事前申請制を採用している企業の従業員が在宅勤務時の残業申請を提出していなかったとしても、業務指示をされた事実や業務時間外に通常同等レベルの業務対応をしていた証拠があれば、労災認定条件を満たすということになる。

さらに、意見(三)においては、通勤途中の定義についても新たに言及している。合理的な時間における会社と配偶者、両親、子女の居住地を往復する際の経路も通勤途中に含むことが明示された。近年、両親の介護のための実家訪問や単身赴任を必要とする労働者も少なくない。このような状況も踏まえて定められたものと推察される。また、通勤途中には、通勤前後に日常生活に必要な活動を合理的な時間・経路で行う場合も含むとしている。具体的には帰宅途中の買い物等が挙げられる。ただし、休暇中の私用での移動は含まないと明言しており、合理的な範囲での寄り道と完全なる私用を区別する姿勢がうかがえる。

通勤途中に考えられる労災案件としては交通事故が多い。条例では、本人に主たる責任のない交通事故は認定対象とするとしている。それに関連して意見(三)は、「本人の主たる責任のない」ということは、交通管理部門等の法的文書または裁判所の確定判決を根拠として決定する、また、関連部門が事故の存在を確認できずその負傷が本人に責任がないことを証明できない場合は労災認定されない、ということを明確にした。前段の「本人の主たる責任のない」ことの決定方法については2013年施行の「**『労災保険条例』の実施に関する若干問題への意見**」(以下、意見(一)という)でも規定されていた。しかしながら、交通管理部門による文書等を発行できなかった場合の取扱については言及がなかったため、そのような状況が発生した際の労災認定の判断が地域や裁判所によって分かれ、混乱を招いていた実態がある。今回の意見(三)により、事故の事実と本人に責任がないことを証明ができない限り、労災とはならないということが全国で明確に統一されたのである。

## 3. 労災発生時の責任主体(第10条)

社会保険行政部門は労災申請を受理する際に、労働関係を確認するものとしており、労使双方で争議中であり確認が困難な場合は仲裁や訴訟の方式をもって確認することを案内する、と定められた。まずは労働関係の有無を重要視することの強調と言える。ただし追記として、使用者が、違法な下請け業者に業務を委託し、そこでの労働者が労災に遭った場合等、直接の労働関係が証明できなかったとしても元請け企業が労災責任を負うということが、意見(一)と重ねる形で改めて言及されている。

### ◆意見(三)を踏まえた労災管理アドバイス

今回の意見(三)では様々な観点において、その事実を客観的証拠とともに示せることが重要なポイントになっている。労災と非労災を明確に区別するために、以下のような記録を適切に保存できる体制や制度を企業で整えておくことを推奨する。

#### ・ 勤怠記録(出退勤時間、残業時間、在宅勤務の有無等)

勤務時間か否かが労災認定要素のひとつであるため、従業員の勤怠記録を適切に保存しておく必要がある。加えて、残業や在宅勤務に関しては運用規定(事前申請・承認制、在宅勤務時は原則定時出退勤とする等)を就業規則の中にきちんと明記しておき、規定に則り運用することも重要となる。また、業務指示のもとで行われた作業中の負傷かどうかは労災認定の判断基準であるため、在宅勤務時の業務指示もメール等の記録に残る形式で行うことを基本ルールとすることが望ましい。

#### ・ 外出記録

外出先、経路、時間等を事前に提出させ、その外出が業務都合なのか私用なのかを区別できるようにしておく。

#### ・ 事故発生状況

時間、場所、詳細状況、証人有無等、事故の状況についてもできるだけ詳細に残すよう、事前に従業員に対しても周知・指導することを推奨する。

当然ながら、法律に準じて労災保険納付を行うこと、法的資格を有さない下請け業者を利用しないこと等、基本的なコンプライアンスを遵守することも重要である。そして何より、労災事故を未然に防ぐ取組として、従業員に対する安全指導を継続的に実施することも肝要と言える。

意見(三)により労災認定の判断基準がより明確になった。これを契機として、改めて社内の労災防止対策の検討や社内規定を含む労災管理体制の確認・見直しをすることを提言する。しかしながら、意見(三)に規定されている内容が絶対的なものというわけではなく、実際の状況によって例外も発生しうるため、万一事故等が発生した場合には自社で労災該当性を判断せずに、まずは速やかに(発生後 30 日以内に)労災認定申請を行うようご留意いただきたい。

#### 英創人材服務(上海)有限公司 (PERSOLKELLY China)

華東、華北、華南地域を中心に、中国全土にて日系企業向けに人材紹介サービスを提供。1996年の事業開始以来、幅広い業種職種の人材紹介を行っており、これまでに13,000社以上の実績がある。人材紹介事業のほか、「企業とともに成長・変革を実現するパートナー」として、人事戦略立案～労務・教育・人事制度策定をご支援してまいりました。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

REPORT	マクロ経済レポート	日本総合研究所 調査部
	中国経済展望	副主任研究員 室元 翔太
	SMBC China Monthly	E-mail: muromoto.shotan7@jri.co.jp

景気は引き続き停滞、中東危機が下振れリスク

◆1~2月の景気指標は一時上振れ

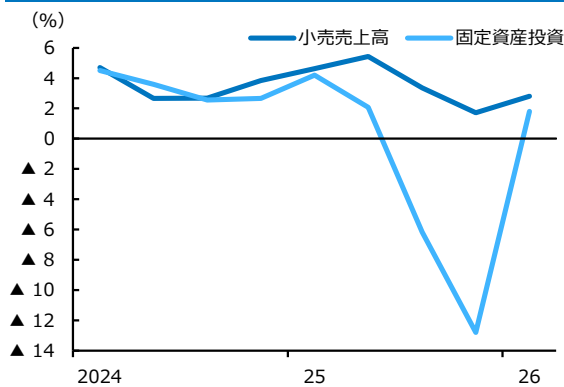
本年入り後の景気は一時的に上振れ。消費は、春節連休の日数が2025年対比増加したこともあり、サービス消費を中心に持ち直し。固定資産投資も前年比プラス転化。本年入り後、鉄道や空港等の複数の大型プロジェクトが始動しており、インフラ投資が拡大。貿易も輸出入ともに急増しており、半導体や鉱物の国際価格急騰を反映した可能性がある。

先行き、景気は停滞する見込み。政府主導のインフラ投資は拡大を続けるものの、高い若年失業率や不動産の過剰在庫等の構造問題は解決しておらず、自律的な民需の回復は見込めず。今年度の財政措置にも大幅な積み増しはみられず、景気の本格回復には時間を要する公算。政府は今年度の経済成長率目標を引き下げており、4%台後半の成長を目指す構え。

◆資源価格高騰による所得流出がリスク

中東情勢の悪化に伴い、資源価格が急騰。中国は石油、ガス、石炭(含む関連製品)の純輸入国であり、これらの価格上昇は中国経済の購買力低下を通じて、内需を下押しする恐れ。すでに、石油製品の価格が上昇。政府は値上げ幅を一部抑制するも、ガソリン・軽油ともに2割超上昇。仮に、資源価格が2倍となった場合、石油でGDP比▲1.6%、ガスで同▲0.4%、石炭で同▲0.2%の交易損失が発生する計算。

消費・投資関連指標 (前年比)



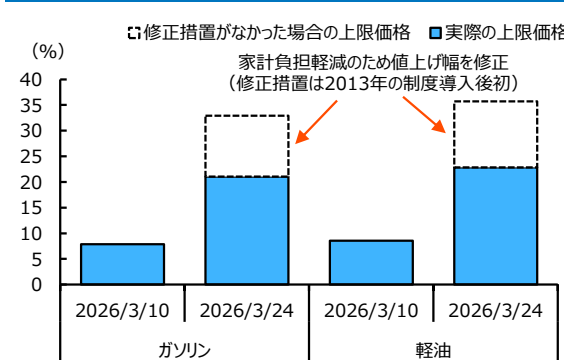
(出所) CEICを基に日本総研作成  
(注) 小売売上高は単月前年比の計数、固定資産投資は年初来累計前年比の計数を基に当社推計。直近は2026年1~2月。

今年度の経済成長目標と主な経済対策

	2025年	2026年
経済成長率目標	5.0%前後	4.5~5.0%
財政赤字 (GDP比)	4%前後	4%前後
超長期特別国債発行額	1兆3,000億人民元	1兆3,000億人民元
消費財買い替え支援	3,000億人民元	2,500億人民元
設備更新支援	2,000億人民元	2,000億人民元
重要戦略・重点分野PJ	8,000億人民元	8,000億人民元
地方特別債発行規模	4兆4,000億人民元	4兆4,000億人民元
重要領域PJへの政策金融支援	5,000億人民元	8,000億人民元
内需促進特別資金 (利子補給など)	---	1,000億人民元
国有銀への資本注入 (特別国債)	5,000億人民元	3,000億人民元

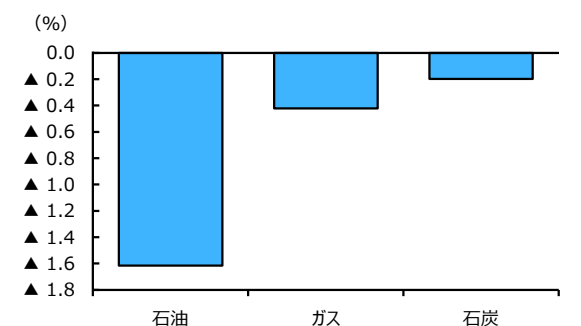
(出所) 政府活動報告、各種報道を基に日本総研作成  
(注) 政策金融支援は、昨年9月に導入されたもの。

石油製品の上限価格 (北京、2026年2月末比)



(出所) CEIC、各種報道を基に日本総研作成  
(注) 国家発展改革委員会が定める価格上限。基準時点は、中東情勢の悪化が生じる前(2026年2月25日)に同委員会が定めた価格。家計負担軽減措置による値上げ幅の調整は報道ベース。

資源価格が2倍になった際の交易損失 (GDP比)



(出所) 海関総署、国際連合、CEICを基に日本総研作成  
(注) 2025年時点の通関統計、国際収支統計、GDPと各デフレートを基準に交易損失を計算。石油・ガス・石炭の財貿易に占める割合は通関統計ベースで、国際収支統計上の財貿易の内訳も通関統計同様の構成と仮定。なお、石油・ガス・石炭には関連製品を含めて集計 (SITCコード32~34を使用)。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 輸出入は価格要因で急増

### ◆外需は増勢を維持

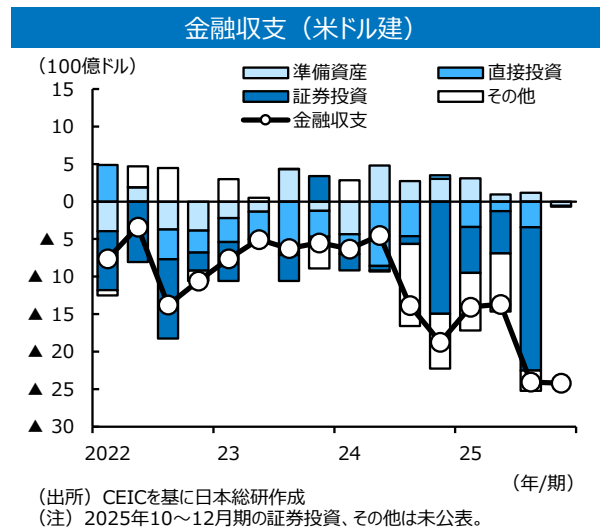
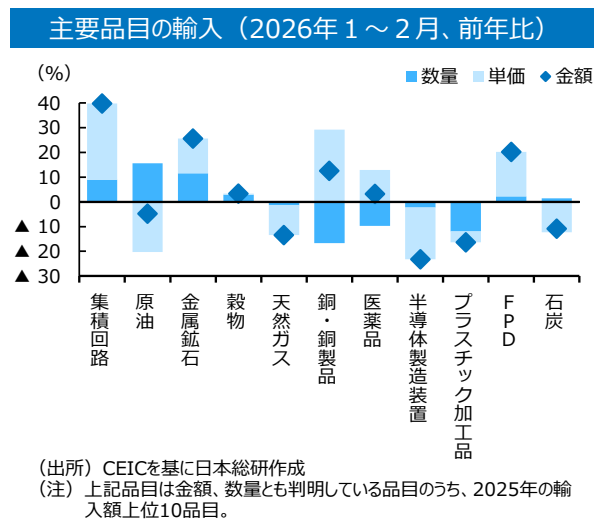
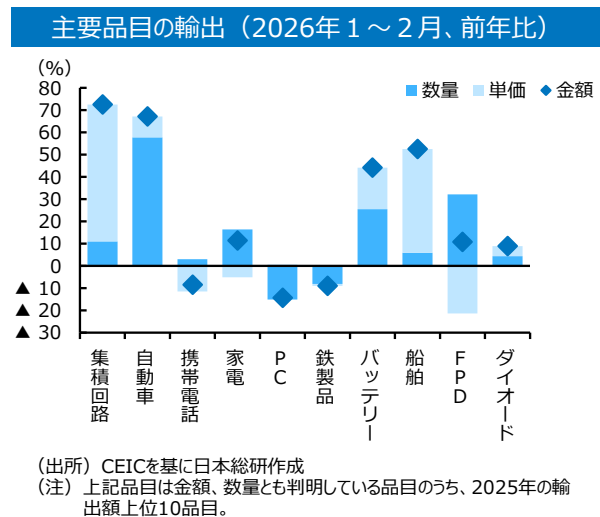
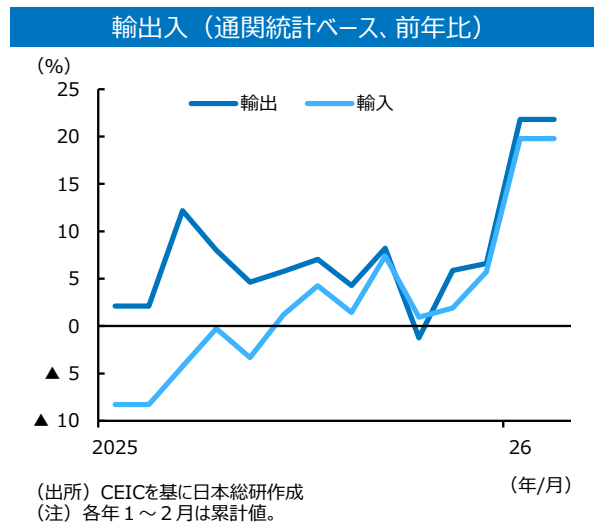
本年1～2月の名目輸出入はともに前年比+2割の急増。主要国・地域向け輸出が総じて大幅に増加したほか、米国向け輸出も下げ止まる方向。米国向けを中心にスマホやPCの輸出が冴えない一方、中国製EVに係る関税措置が緩和したEU向けで自動車輸出が大幅に増加したほか、AIブームを背景に半導体の輸出等も好調。

もともと、本年入り後の輸出入の急増は、グローバルな価格上昇が影響。輸出入ともに半導体の価格が急騰しているほか、供給懸念から金属鉱石や銅製品の価格も上昇。価格の影響を除いた実質的な伸びは、強くない状況。

先行き、外需の伸びは縮小する見込み。米国向け輸出が減少している品目は、米中対立の長期化を見据えた生産移転(スマホ、ノートPC)の影響が大きく、対米輸出の急回復は見込み薄。年後半に、半導体関税の本格導入が予想され、好調なASEAN等への中間財輸出も鈍化する見込み。

### ◆海外への証券投資が増加

脱中国依存、地場企業との競争激化、不透明な法運用を背景に、直接投資の流出超過は継続。足元では、高リターンを狙える海外株式・債券への証券投資が拡大。先行き、外需の増勢が鈍化するとともに、海外への投資拡大ペースも緩やかとなる公算。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

**財消費は不調、サービス消費の回復も一時的**

**◆サービス消費の持ち直しは春節要因**

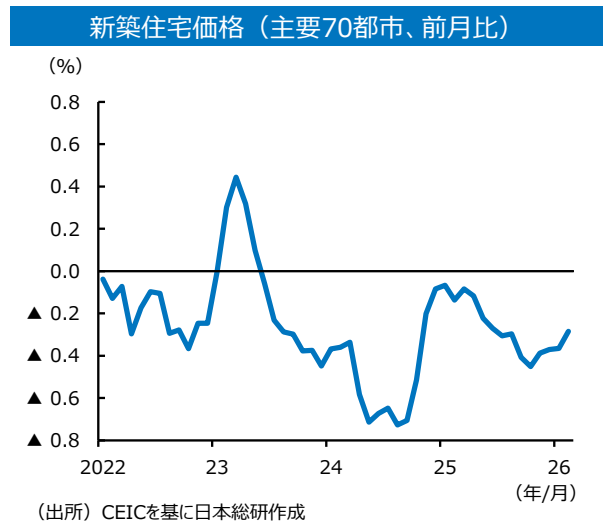
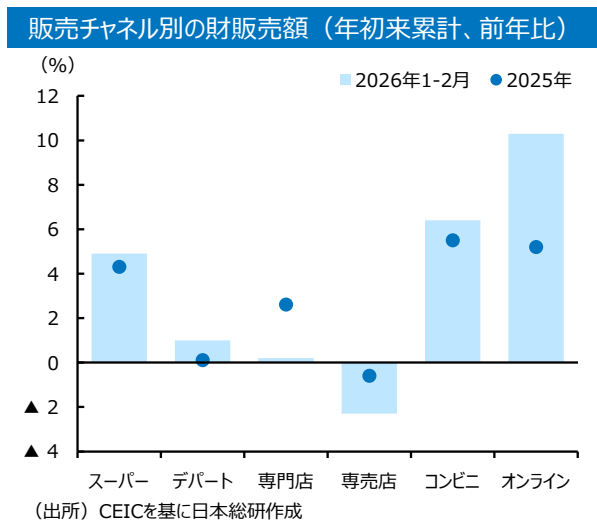
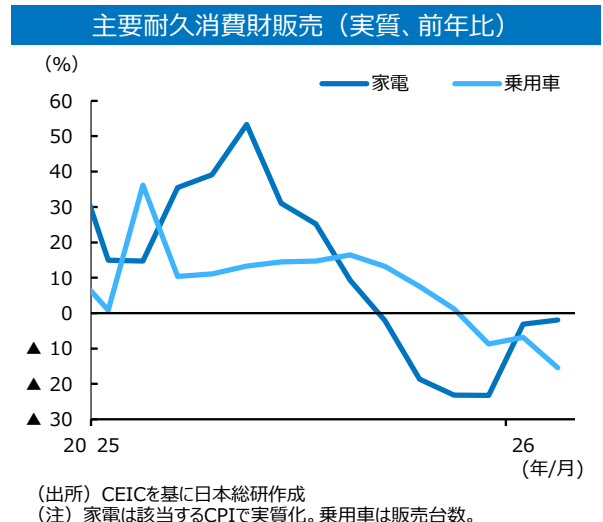
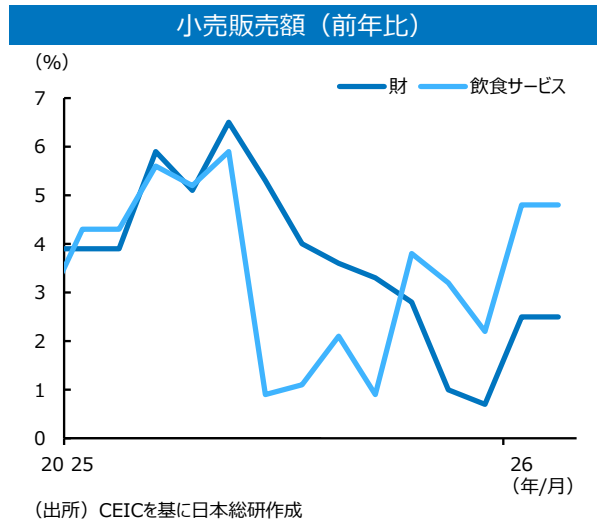
本年 1~2 月の消費動向は小幅に持ち直し。春節連休の増加により旅行や飲食等のサービス消費が好調。もっとも、耐久財等の高額な財消費は引き続き停滞。家電販売の減少が続いているほか、買い替え補助金額の実質的な減額を受けて、本年入り後の自動車販売が前年割れ。また、財消費の内訳も低額消費にシフト。消費者の節約志向を反映し、ブランド品等を取り扱う専売店や家電等の専門店の販売動向が不調。

先行きの消費も、財消費を中心に停滞感の強い状況が継続する見込み。若年失業率が高い水準で推移する等、雇用環境は軟調。消費者マインドが停滞。消費支援策も力不足。今年度の耐久消費財の買い替え補助金は 2,500 億人民元と、2025 年度から減額。

また、中東情勢の悪化が資源高を通じて、消費を下押しするリスクに。インフレによる家計の購買力低下や消費者マインドのさらなる悪化に要注意。

**◆住宅市場は長期停滞から脱却できず**

住宅市場は引き続き減速。各都市で住宅購入要件の緩和等が実施されているものの、趨勢的な住宅購入層の減少等の構造的な要因が重石。住宅の過剰在庫解消の目途は未だ立っておらず、住宅市場の本格回復にはなお数年を要する見込み。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

**固定資産投資は国有企業のインフラ関連で増加**

**◆固定資産投資は増加**

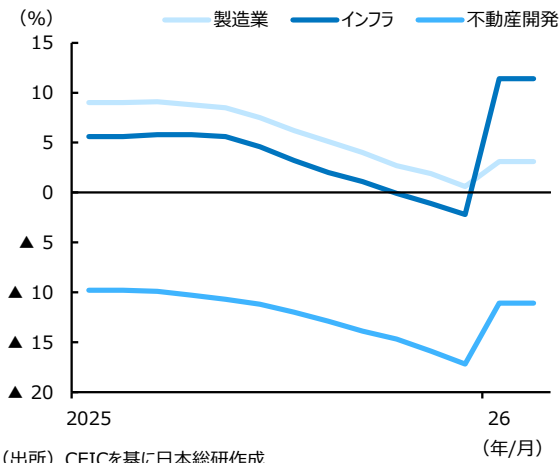
2026年1～2月の固定資産投資は前年比増加。とくに、インフラ投資が大きく増加。鉄道や空港等の複数の大型プロジェクトが始動したことが影響。これらのプロジェクトに主に関与する国有企業の投資も拡大。

一方、不動産開発投資は引き続き大幅減少。商品用不動産の着工、完工、販売の減少が続いており、在庫調整は長期化。不動産以外にも、民間企業の投資意欲も総じて弱い状況。デフレ下での実質債務負担の高止まりや過剰生産能力の解消圧力、設備更新補助金の効果低減が背景。

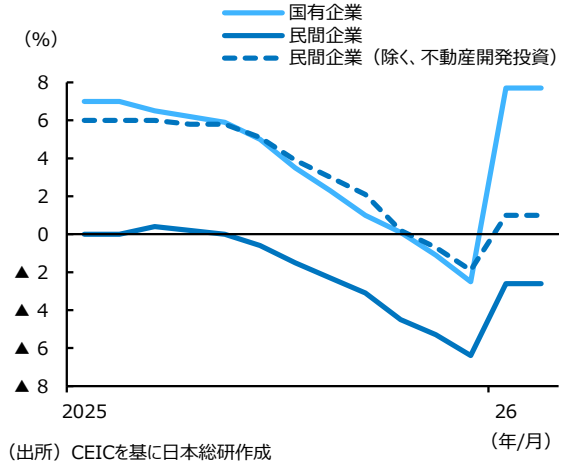
なお、例年この時期の統計は振れやすい点に注意。前年に終了したプロジェクトの除外等統計対象の入れ替え等が実施されることが背景。

先行き、固定資産投資は伸び悩むと予想。無形資産投資が増加するほか、インフラ投資が持ち直すものの、過剰在庫が続く住宅関連や過剰生産能力を有する製造業の回復には時間を要する見込み。

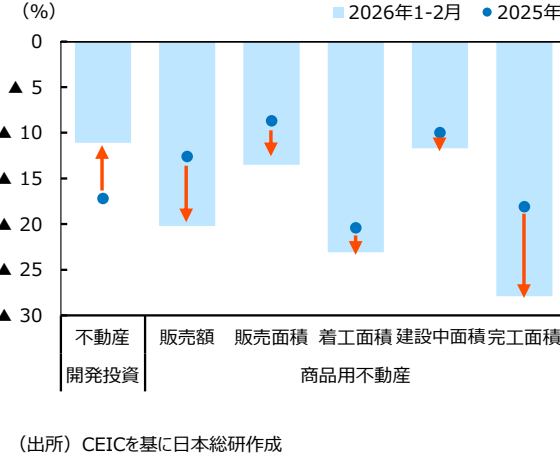
**セクター別固定資産投資（年初来累計、前年比）**



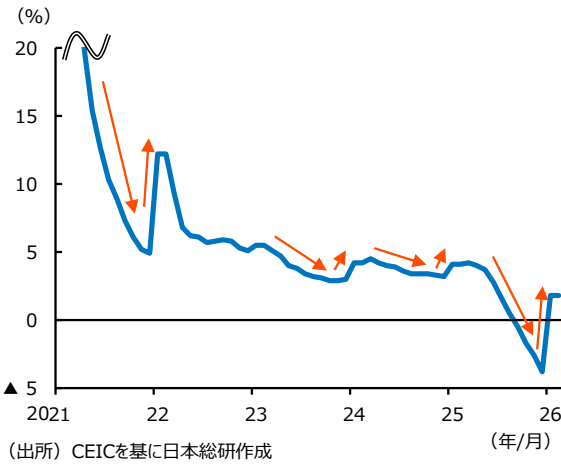
**企業形態別固定資産投資（年初来累計、前年比）**



**不動産関連統計（年初来累計、前年比）**



**固定資産投資（年初来累計、前年比）**



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 高まるインフレ圧力

### ◆資源高によるインフレ圧力

本年 1～2 月累計の CPI(総合)は前年比+0.8%、CPI(コア)は同+1.3%と、2025 年末から概ね横ばい圏で推移。2025 年後半にかけて、CPI の上昇をけん引してきた金や生鮮野菜の価格上昇が一服。

PPI は同▲0.7%と、前月からマイナス幅を縮小。金属価格の急騰が背景。消費財価格は低迷。

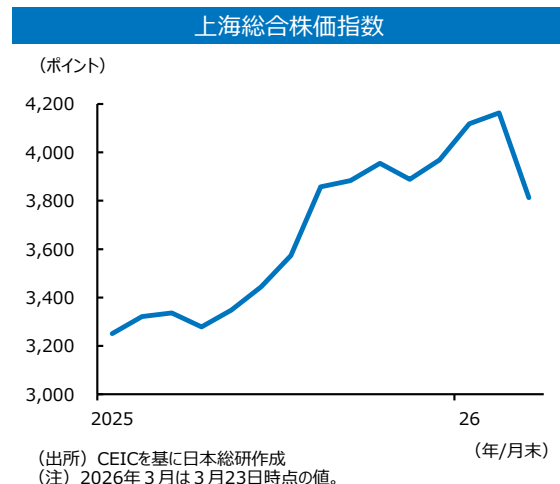
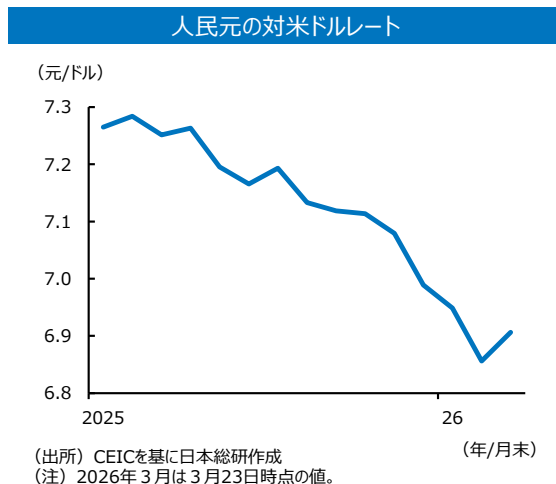
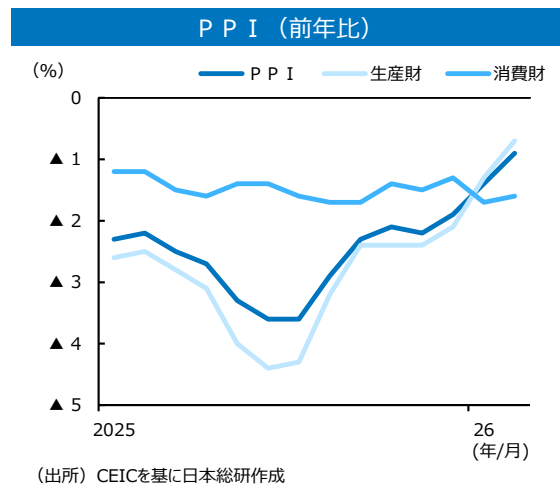
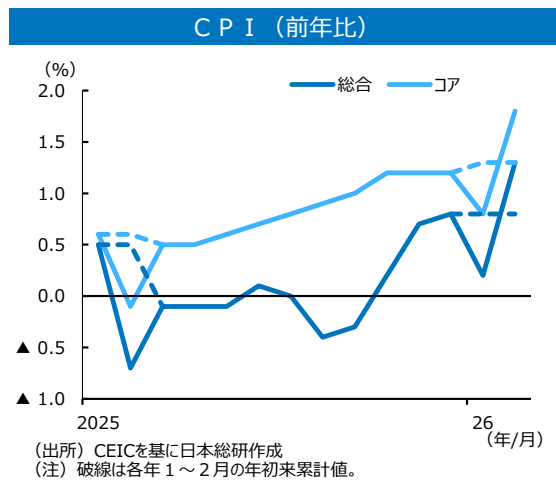
先行き、インフレ率の上昇圧力が強まる見込み。中東での紛争激化により原油・ガス等の国際市況が急騰しており、中国国内での燃料費等がすでに上昇。加えて、世界的な AI ブームに起因する半導体価格の急騰を受けて、スマホ・PC 等の電子製品を値上げする動きも。

### ◆対米ドルレートは増価基調

人民元の対米ドルレートは増価を続けており、本年 2 月には、1 米ドル 7 人民元の節目を突破。3 月には人民元高ペースへの警戒感から小幅に人民元安方向へ。先行き、内需拡大を目的とした人民元の割安感解消に向けた動きもあり、小幅な増価圧力が継続。

### ◆株価は中東危機により下落

2025 年年央以降、米中合意や中国政府によるデフレ圧力への対処姿勢、AI 関連企業の競争力向上への期待等を背景に株価は上昇基調。3 月に、地政学リスクの高まりを受けて株価は下落。中東危機の長期化・深刻化が、一段の株価下落をもたらす恐れも。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

為替情報

通貨見通し

三井住友銀行  
市場営業統括部  
シニア・エコノミスト  
大野 悠治

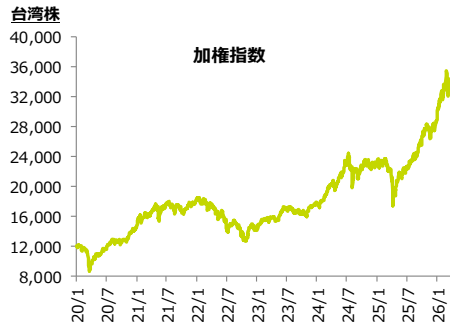
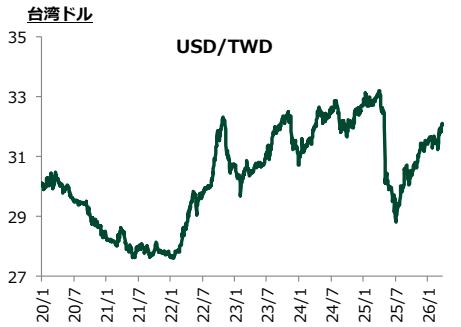
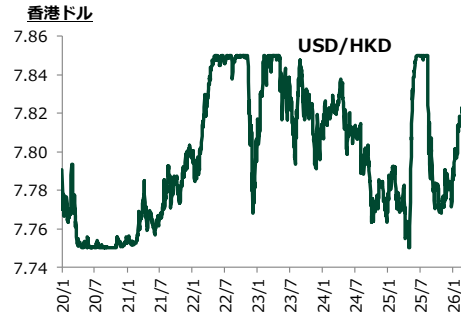
■ 中国人民元 ■ 香港ドル ■ 新台幣ドル

SMBC China Monthly

E-mail: Ono\_Yuji@dn.smbc.co.jp

		2025/12	2026Q1		2026Q2		2026Q3		2026Q4		2027Q1	
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
USDCNH	レンジ		6.72	7.04	6.69	7.01	6.66	6.98	6.65	6.97	6.61	6.99
	末値	6.98	6.88		6.85		6.82		6.81		6.80	
CNHJPY	レンジ		20.98	23.90	20.98	23.86	20.88	23.81	20.78	23.70	20.68	23.64
	末値	22.47	22.53		22.48		22.43		22.32		22.21	
USDUSD	レンジ		29.80	32.60	29.60	32.40	29.60	32.40	29.50	32.20	29.50	32.20
	末値	31.42	31.20		31.00		31.00		30.85		30.85	
TWDJPY	レンジ		4.70	5.10	4.70	5.10	4.60	5.10	4.60	5.10	4.60	5.10
	末値	4.99	4.97		4.97		4.94		4.93		4.89	
USDHKD	レンジ		7.78	7.84	7.78	7.84	7.77	7.83	7.76	7.81	7.76	7.81
	末値	7.78	7.83		7.80		7.78		7.80		7.80	
HKDJPY	レンジ		18.75	20.82	18.62	20.69	18.52	20.59	18.44	20.49	18.31	20.36
	末値	20.14	19.80		19.74		19.67		19.49		19.36	

※Q1:1-3月期、Q2:4-6月期、Q3:7-9月期、Q4:10-12月期



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行